

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日アメリカ合衆国大使, 書簡, 愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡, 法制局, 閣議了解, 吉野・スナイダー書簡, 愛知大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43442">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43442</a>

法務省

極秘  
無期限  
部の内  
号

大臣  
事務次官  
外務審議官  
条約課長  
法務課長

アメリカ局長  
参事官  
北米才一課長

記  
録  
簿  
の  
取  
扱  
い

北  
米  
才  
一  
課  
長

沖繩における外国人弁護士取扱の

46. 4. 17  
米北1.

4月15日法務省から申廻り

1. 別添~~添~~省案に同封補足説明次  
の通り。  
(法務次官法務課の由)

の通り。

(1) 不~~及~~項拾遺書について。

本土における旧外国人弁護士法(昭和30年

禁止) 7条においても日米連の意見を聴取す

ることに<sup>が</sup>なされてあり、法務省としては現段階

においては右は法律事項と承知するを之が<sup>は</sup>法

7. 特別措置法にも規定せざるを之が<sup>は</sup>法

右が日米連獲得の材料である。

承<sup>て</sup>いる。よ<sup>て</sup>、米側<sup>の</sup>対<sup>して</sup>は右の次<sup>を</sup>と

り<sup>存</sup>すとも口頭で説明<sup>して</sup>お<sup>いて</sup>欲<sup>しい</sup>。

加<sup>え</sup>政令事項<sup>と</sup>お<sup>び</sup>右は政治的決定

による<sup>こと</sup>である。

4件は

日米連の資格審査委員会<sup>に</sup>お<sup>き</sup>に

同委員会<sup>は</sup>弁護士のみならず、裁判官、検察

官<sup>も</sup>構成メンバー<sup>と</sup>な<sup>って</sup>いる<sup>こと</sup>で、結論が弁

士<sup>の</sup>一方的<sup>な</sup>判断<sup>と</sup>なる<sup>こと</sup>は<sup>なく</sup>衛生<sup>と</sup>存<sup>続</sup>

断<sup>が</sup>下<sup>さ</sup>れる<sup>こと</sup>。加<sup>え</sup>、同委員会<sup>の</sup>意見<sup>は</sup>法

的拘束<sup>は</sup>ない。

米<sup>国</sup>にお<sup>いて</sup>は BAR ASSOCIATION<sup>の</sup>意見<sup>が</sup>

3

専用許可のこともあり、この条を指<sup>摘</sup>すれば米  
 側も何らかの納税をせざるを得ない。  
 (2) 第3項について、  
 沖繩における外国人弁護士業務範囲に  
 ついては<sup>旧</sup>布告第12号第4条~~(第1項)~~  
 により「外国法に關する業務」とあり、本条  
 におけると同様「外国人又は外国法に關  
 する業務」とすると、既得権以上のことを認  
 めることにする。右布告は既に~~廃止~~されて  
 いるが、弁護士法(民法)附則第5条に「<sup>法</sup>お  
 ける<sup>法</sup>附則による」と記されている。

4

実態としては、沖繩における外国人弁護士は、外  
 国裁判所には出<sup>て</sup>ない。  
 国人であると同様に民事の涉外  
 事件に關しては、外国に<sup>法</sup>限ることも支障  
 はないと認められる。本土においても外国人に  
 ついて日本法に關する場合は弁護士業  
 務を行なうことが、実質的に差<sup>は</sup>を生  
 ずる。  
 刑事については、沖繩の刑法で裁<sup>ら</sup>れる場合  
 には<sup>被告が</sup>外国人である<sup>こと</sup>が~~必要~~な要件とな  
 る。<sup>復帰後は</sup>沖繩に<sup>法</sup>戻るとする場合は  
 刑法第31条に特別<sup>法</sup>外国人と列せられ、

その際報酬を計てもその割別規定は本意。

「外国法に因む業務」と相違しても現在の  
業務内容からみて本土の外国人弁護士と  
<sup>割合は至らぬところ</sup>  
<sup>受けるべき待遇</sup>  
差別した~~こと~~ ~~あり~~ と思われぬ。

なお、米国人以外の外人弁護士で現に沖  
縄に居位にいる者は存在した~~こと~~。

(3) 中4項について。

地域制限は課している。案件が最高  
<sup>認め</sup>  
裁まで上昇する場合の弁護士業務は~~認め~~  
~~ない~~。また、本土にある企業等<sup>の</sup>依頼に  
応ずべきとも認めらる。

なお、本1項に於て期間制限もはなされて

いる。

2. 上記<sup>及び</sup>法務省<sup>及び</sup>案は、<sup>及び</sup>期間制限<sup>及び</sup>地域制  
限<sup>及び</sup>をはずした<sup>こと</sup>であり、法務省とては最

大限に遡歩した案であると果料せらる

と云ふ。右案にて米例<sup>と</sup>洋得<sup>と</sup>を結ば

かることとした。(米例<sup>と</sup>洋得<sup>と</sup>を結ばず  
大臣の申出に依りては認めらる)

現に沖縄に居位する外国人弁護士に於て

は考慮せず根據なく、右に於ては無視す

こととする。(米例も右に於ては無視す

こと)

極秘

案

46  
4  
15

一 昭和四十六年一月一日以降引き続き沖縄において外国人弁護士業務に従事している者に限ること。

二 最高裁判所の承認を受けることを条件とすること。(この場合最高裁判所は日本弁護士連合会の意見をきくこととなる。)

三 従前どおり外国法に關してのみ弁護士の業務を行なうことができるものとする。

四 法律事務所は沖縄地域に設けることを義務付けること。

極秘  
無期限  
部の内  
号

(記録) 万全  
安全保証課長  
アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

外資系企業、自由業等の取扱い。

46.4.28  
米北1.

1. 本件は同知愛知外務大臣会又他一駐大使  
宛書簡案に付、関係各省との協談を続けた  
また、別添案(英文及び和訳)の通り了解  
をとりつけた。

2. 以上、<sup>4A</sup>28日 橋本外務局長参事官に代り米北1  
氏後、在米大知ト書記官に付、別添案  
文案を日米側の正式文案として ~~送~~ 交した。

3. 是れ、米側より非公式に別添案の英文を提  
越しているが、関係各省に対しては米側対策の  
全文について協談可能な要件は、<sup>1192</sup>関係部分に  
17個別に協談している。米側が特に指摘  
越している点に次ぐ。

- (1) 書簡が各省を拘束するものとする取扱いに  
反対。  
(2) 現政の予備案により認可されている取扱い  
の取扱いが保護される取扱いに。  
(3) 輸入割当については、米側が、米側と具件  
的に表明している。

4. 上記3号は、日米側原案で十分対応せん  
べし。技術的表現の面では米側案を  
細み入るとも、大枠としては日米側案<sup>で</sup>米  
側との交渉は基本的な問題点についてア  
グリーメント。日米側で対処することとす。